

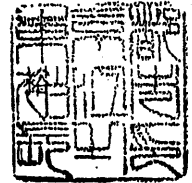


狛健健発第 100188 号
平成 19 年 2 月 19 日

狛江市監査委員

三好 秀胤 様
道下 勇 様

狛江市長 矢野



第 1 回定期監査の結果に基づく措置について (通知)

平成 19 年 1 月 15 日付け狛監委発第 100081 号により、第 1 回定期監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

第1回定期監査指摘事項措置状況報告書

1 施設使用料の歳入について

施設等の使用料の歳入について確認したところ、狛江市障害者団体連絡協議会と「私人への徴収又は収納委託(地方自治法施行令第158条第1項)」により収入を受け入れる収納事務を委託していた。しかし、契約書と仕様書では受託者が歳入について調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる徴収事務委託となっていたので、関係書類の内容の見直しをされたい。

講じた措置

ご指摘いただいたとおり、「健康増進室及びあいとぴあセンター施設等徴収業務委託」は、受託者が調定せず、健康課において調定している実態から、平成19年度の契約を行う際に、契約名称を「徴収業務委託」から「収納業務委託」に変更いたします。

2 関係書類の不備事項について

施設等使用団体登録申請書、施設等使用団体登録承認通知書の関係書類を確認したところ、一部に次のような不備事項が散見されたので注意されたい。

(1) 施設等使用団体登録申請書について

申請書の決裁処理がないもの、決裁印が漏れているもの、申請日が未記入のもの、收受日付印がないもの等が見受けられた。

(2) 施設等使用団体登録承認通知書について

收受の日付と承認期間の日付が違っているもの、日付の未記載のものが見受けられた。

講じた措置

(1) 施設等使用団体登録申請書のご指摘をいただいた点については、書類を見直し、処理もれがあった箇所をすべて処理しなおしました。今後は、処理もれが起きないように注意いたします。

(2) 施設等使用団体登録承認通知書のご指摘をいただいた点については、すべて見直し、必要な事項を訂正処理済です。今後は、処理誤りが起こらないように注意いたします。

3 行政財産使用許可について

あいとぴあセンター内、建物の一部を福祉関係機関が事務所等として使用していたので、行政財産の使用許可について確認したところ、一部に次のような事項が見受けられたので改められたい。

- (1) 使用目的が休日応急診療事業の行政財産使用許可書中、使用料の免除については記載されていたが、光熱水費等については未記載であった。
- (2) 行政財産使用許可書に記載されている光熱水費等の負担に関する覚書の年月日と覚書の年月日が違っていた。
- (3) 光熱水費、警備費の経費負担が、平成14年4月に取り交わされた覚書の算定額により行なわれていた。

講じた措置

行政財産使用許可に関し、ご指摘をいただいた不具合については、永年、継続許可してきた経緯から生じてきた問題と考え、平成19年4月1日から次のとおり見直し、改善いたします。

- (1) 貸与部分に関し、全件、行政財産使用許可申請書を取り直します。
- (2) 行政財産使用許可書の期間はこれまでどおり1年間とし、許可事項に変更がない場合の継続は、最大5年間として新たな許可書に期限を明示します。
- (3) 光熱水費及び警備費等の覚書については、前年度実績等に基づき、年1回、必ず取り交わすように改めます。
- (4) 使用料の減免については、施設以外の光熱水費等についても記載するよう改めます。

4 管理業務委託について

管理業務委託の就業時間について業務日誌を確認したところ、就業時間の記載に間違いが見受けられた。管理業務委託の就業時間が適正か確認する必要があると思われるので、例えばタイムカードを使用する等、就業時間が適正か確認できるよう改善されたい。

講じた措置

休日・夜間の受付業務委託に関し、平成19年2月にタイムカードの使用を通告し、本年3月に試行実施、平成19年度から本格的に実施し、タイムカードに基づき就業時間を確認するよう改善することといたしました。

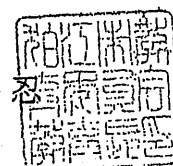


狛教社社発第 100319 号
平成 19 年 2 月 13 日

狛江市監査委員

三好秀胤様
道下勇様

狛江市教育委員会
教育長 木村



第 1 回定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 19 年 1 月 15 日付け監査委発第 100081 号により、第 1 回定期監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

別紙

定期監査の結果に基づいて講じた措置等

指摘、改善、検討事項等

社会教育課

1 補助金の交付について

平成17年度社会教育関係団体及び郷土芸能保存会の補助事業について、各補助金交付要綱及び補助金交付取扱基準に基づき、適正に交付されているか確認したところ、社会教育関係団体補助事業の補助対象経費の中に、補助金対象外経費項目が含まれており、また、補助対象経費項目を補助対象経費に基づく補助金算出の基準により照合しても、補助交付額を下回る金額となり不適正な点が見受けられたので、補助金交付取扱基準に基づき適正な措置を講ずるよう指摘する。

なお、平成17年度以前の社会教育関係団体補助事業についても、適正に処理されているか、再度確認をしていただきたい。

また、他の補助事業において、平成16年度分の収入不足分を立て替えて歳入処理を行い、17年度分で償還金として立て替えの処理を行っていたので注意されたい。

措置等

社会教育関係団体補助事業に含まれる補助金対象外経費項目について実施団体に内容等を再度確認、平成17年度以前のものについても不適正と認められる金額を確定し、早急に返還を求めてまいりたい。

2 関係書類の不備事項について

施設利用団体登録関係及び補助交付決定書等の関係書類を確認したところ、一部に次のような不備事項が散見されたので注意されたい。

(1) 施設利用団体登録申請書（兼施設使用料減免申請）について

收受日付印のないもの、会員名簿欄に年齢の記入がないもの等が見受けられた。

措置等

收受日付印押印、年齢記入など申請に必要な事項について、受付時に必ず確認するよう課内で周知徹底を図りました。

今後は、施設利用団体登録事務及び施設使用料減免事務について適正な事務処理を行っていきます。

(2) 施設使用料減免申請の承認通知書について

収発番号の入った重要な文書扱いの承認通知書（教育長名）が、公印省略の簡易な文書扱いであった。

措置等

承認通知書の取扱、様式等について精査・検討を行い、平成19年度の事務にかかる承認書から、押印を行っていくこととします。

(3) 補助金交付決定書について

交付決定の日付が未記載のもの、交付決定通知書の収発番号と起案書の収発番号が違うものが見受けられた。

措置等

交付決定通知書の不備を今後なくすよう、課内で周知徹底を図りました。
今後は、補助金交付決定について適正な事務処理を行っていきます。

(4) 補助金実績報告書について

実績報告書の様式が規定と違うもの、決裁印の漏れているものが見受けられた。

措置等

実績報告書の不備を今後なくすよう、課内で周知徹底を図りました。
補助申請に参考となる事項については、申請書とは別に提出するよう団体に指導を行うなど、今後は補助金実績報告について適正な事務処理を行っていきます。

(5) 領収書について

収入印紙が貼付されていないもの、但し書き欄が未記載のもの等が見受けられた。

措置等

実績報告書に添付される領収書の不備についても、実績報告書と同様に今後はなくすよう課内で周知徹底を図るとともに、団体にも指導を行っていきます。

今後は、補助金実績報告について、前記（4）と同様に適正な事務処理を行って

きます。

体育課

1 規定の整備について

体育施設利用者の利便を図るために、印刷機の使用を許可し、利用金を徴収している。しかし、その根拠が明確でないので、早急に規定の整備を図られたい。

措置等

従前より、体育施設利用団体の利便を図るため、印刷機の使用を許可し、利用料金を徴収していましたが、その根拠が明確でなかったため、新たに「狛江市民総合体育館印刷機サービス実施要綱」を制定して対応してまいりたい。

2 収入事務について

調定と収入の手続が適正に行なわれているか、歳入予算差引簿で確認したところ、事後調定になっているものが見受けられたので、会計事務規則に基づき適正な処理されたい。

措置等

会計事務規則に基づき、適正処理に努めてまいりたい。

3 関係書類の不備事項について

施設利用団体登録申請書及び補助金交付申請書等の関係書類を確認したところ、一部に次のような不備事項が散見されたので注意されたい。

(1) 施設利用団体登録申請書（兼施設使用料減免申請書）について

鉛筆書のもの、年齢、団体結成年月日、会費欄が未記載のもの、收受日付印がないものが見受けられた。

(2) 補助金交付申請書等の関係書類について

交付申請書と実績報告書の提出日付が同じであり、また、実績報告書が交付決定書の日付以前であった。

措置等

関係団体より提出される、各申請書類を受ける際に内容等を十分精査してまいりたい。

4 一般管理委託について

市民総合体育館一般管理業務委託の就業時間について確認したところ、月曜日から金曜日までの開始時間午後5時については、職員の勤務時間が午後5時15分までとなっているので、一般管理委託の就業時間について検討されたい。

措置等

平成19年度一般管理委託契約の中で見直を図ってまいりたい。(午後5時15分から9時30分)

5 スポーツ大会委託について

平成17年度少年少女スポーツ大会委託及び市民スポーツ大会委託について、委託契約書、仕様書、委託事業完了報告書及び収支計算書の関係書類を確認したところ、仕様書では委託内容を事業計画・立案・管理運営としているが、収支計算書では事業収入として、市委託料の他に、参加者負担金・団体負担金といったものが含まれていた。もし、事業を全面委託するのであるなら、委託と収支決算の内容について改善が必要と思われる。

措置等

委託の仕様を含め、特定非営利活動法人狛江市体育協会と協議を行い適正処理に努めてまいりたい。

6 保守点検委託について

施設の管理が適正に行なわれているか、エレベーター保守点検委託等の仕様書・点検報告書の確認をしたところ、社会教育部が所管している施設ごとに、仕様書・点検報告書の内容が異なっているので、統一するよう検討されたい。

措置等

エレベーターの保守点検については、社会教育部だけでなく、全庁的に統一した仕様書(計画課作成)が作成されたのでそれに基づき対応してまいりたい。

7 行政財産の使用許可について

市民総合体育館内、建物の一部を狛江市体育協会事務室として使用を許可していたので、行政財産使用許可決定通知書を確認したところ、光熱水費については、前年度の実

績で使用者負担額を決めて徴収されていた。なお、他の公共施設では、使用者負担の中に、警備費が含まれているので検討されたい。

措置等

警備費等については他の公共施設を有する関係課と調整を図り、統一した取り扱いにいたしました。

公民館

1 規定の整備について

公民館利用者の利便を図ることを目的とし、コピー機と印刷機の使用を許可し、料金を徴収している。しかし、その根拠が明確でないので、早急に規定の整備を図られたい。

措置等

根拠が明確でなかったため、新たに「狛江市立公民館複写サービス実施要綱」及び「狛江市立公民館印刷機サービス実施要綱」を制定し、対応してまいります。

2 印刷機の歳入について

中央公民館及び西河原公民館の印刷機の歳入について確認したところ、西河原公民館では歳入の処理を行っているが、中央公民館では歳入分をインク・用紙等の消耗品に充当し、歳入処理がされていなかったため改善されたい。

なお、中央公民館及び西河原公民館では、印刷機の使用時間が異なっていたので、統一するよう改善されたい。

措置等

中央公民館印刷機の歳入及び歳出（インク代、マスター紙代）を平成 19 年度予算に計上いたしました。

印刷機の使用時間の統一を図ることと、西河原公民館印刷機の夜間使用を行うため業務委託仕様書の変更をしてまいります。

3 関係書類の不備事項について

施設利用団体登録申請書（兼施設使用料減免申請書）を確認したところ、年齢欄が未記載のもの、鉛筆書きのもの等が見受けられたので注意されたい。

措置等

ご指摘の点については、施設利用団体登録申請書（兼施設使用料減免申請書）を受理する際に内容のチェックを行い、ボールペン等で記入されているか確認をするように職員に指導いたしました。

4 夜間受付業務委託等について

中央公民館及び西河原公民館の夜間受付業務委託等の就業時間について確認したところ、月曜日から金曜日までの開始時間午後5時については、職員の勤務時間が午後5時15分までとなっているので、夜間受付業務委託等の就業時間について検討されたい。

措置等

平成19年度夜間受付業務委託の中で見直を図ってまいりたい。（午後5時15分から午後10時）

5 保守点検委託について

施設管理が適正に行われているか、エレベーター保守点検委託等の仕様書・点検報告の確認をしたところ、社会教育部が所管する施設ごとに仕様書・点検報告書の内容が異なっていたので、統一するよう検討されたい。

また、消防設備点検報告書の中に、不良箇所の指摘を受けていたが、その措置内容を把握されていなかった。安全管理上、重要な点検項目であり、どのように措置されたのか、把握できるよう改善されたい。

措置等

エレベーター保守点検委託等の仕様書・点検報告書を統一いたします。

消防設備点検報告書については、不良箇所及び指摘事項の内容を十分に把握し速やかに改善するように努めてまいります。

6 行政財産の使用許可について

市民センター内、建物の一部を狛江市国際交流協会事務室として使用を許可していたので、行政財産使用許可決定通知書を確認したところ、光熱水費は使用者負担（1ヶ月定額5,000円）としていた。しかし、この使用者負担の算定基準が適正か明確でないと思われるので見直しされたい。なお、他の公共施設では、使用者負担の中に、警備費が含まれているので検討されたい。

措置等

平成 19 年度から光熱水費の前年度実績を基に面積按分し算定する方法に改めました。警備費については、他の公共施設を有する関係課と調整を図り、統一した取り扱いにいたしました。

中央図書館

1 釣銭の借用について

図書館利用者の利便を図ることを目的とし、所蔵資料の複写サービスを行なっている。コピー料金の徴収はコインキットを利用しているが、釣銭はコピー料金で賄っていたので、会計事務規則に基づき、釣銭を借用した上で、処理するよう改善されたい。

措置等

コピー料金の釣銭につきましては、会計事務規則に基づき、毎月事前に借用し処理をするようにいたしました。

2 収入事務について

調定と納入の手続が適正に行われているか、歳入予算差引簿で確認したところ、事後調定となっているものが見受けられたので、会計事務規則に基づいて適正に処理されたい。

措置等

歳入に対する調定につきましては、会計事務規則に基づき、事後調定とならないよう周知徹底いたしました。



狗総総発第100495号

平成19年3月29日

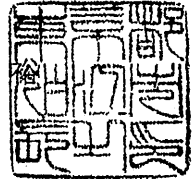
狗江市監査委員

三好 秀胤 様

道下 勇 様

狗江市長

矢野



第2回定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成19年3月1日付け狗監委発第100107号により、第2回定期監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

第2回定期監査の結果に基づいて講じた措置等

総務部 総務防災課

1 運営費補助金について

消防団本部、分団及び地区消防隊の収支報告書について、支出項目を確認したところ、領収書の一部がなく確認する基となるものがないので、今後、領収書の收受及び出納簿を作成するよう指導されたい。

措置等

領収書收受、出納簿の作成については、御指摘のとおり指導いたします。

2 消防団員等の出動手当について

平成17年度決算審査において支出基準をより一層明確にするよう指摘したところであるが、今回確認したところ、未だ改善されていないので、早急に整備されたい。

措置等

出動手当の支出基準については現在作成しているところです。

3 消防団長の交際費について

平成17年度決算審査において口頭で一定の支出基準を作成するよう指摘したところであるが、今回確認したところ、未だ作成されていないので、早急に整備されたい。

措置等

団長交際費の支出基準については現在作成しているところです。

4 資金前渡・概算払の事務について

資金前途・概算払の事務が適正に行われているか、資金前渡・概算払整理簿を基に精算伝票兼歳出戻入伝票で確認したところ、精算が遅れているものが見受けられたので、会計事務規則に基づき適正な処理をされたい。

措置等

資金前渡・概算払の事務処理は遅滞のないよう十分注意し、適正な処理をしていきます。

5 収入事務について

調定と納入の手続が適正に行われているか、歳入予算差引簿で確認したところ、事後調定になっているものが見受けられたので、会計事務規則に基づき適正な処理をされたい。

措置等

今後、事後調定のないように十分注意し、適正な処理をしていきます。

総務部 職員課

1 共済会事務について

職員共済会の支出負担行為何票兼支出命令書を確認したところ、給付金請求書、補助金請求書に日付等の未記載が見受けられたので注意されたい。

措置等

共済会の給付金、補助金の申請については、申請時に書類のチェックを厳密に行い、請求書に日付等の未記載がないよう処理を行っていきます。

2 収入事務について

調定と納入の手続が適正に行われているか、歳入予算差引簿で確認したところ、事後調定になっているものが見受けられたので、会計事務規則に基づき適正な処理をされたい。

措置等

調定と納入の手続について、会計事務規則に基づき、事後調定とならないよう処理を行っていきます。

総務部 情報課

1 広報の取材について

情報の収集・提供等の目的で様々な取材をされているが、一定の取材をするための目安を検討されたい。

措置等

市が推進する施策の柱の一つである市民参加、市民協働の観点を念頭に入れた積極的な取材活動の展開をベースに、一定のルールづくりについて、調査、研究を行うことを考えていきたい。

総務部 契約課

1 収入事務について

調定と収入の手続が適正に行われているか、歳入予算差引簿で確認したところ、事後調定になっているものが見受けられたので、会計事務規則に基づき適正な処理をされたい。

措置等

事後調定の指摘を受けました件については、今後、手書き納付書を発行する際には、遅滞なく調定伝票を作成し、速やかに決裁を受けるよう十分に注意いたします。

登録番号（刊行物番号）

H19-9

平成19年度版狛江市の監査
(平成18年4月～平成19年3月監査結果)

平成19年6月発行

発行 狛 江 市

編集 狛江市監査委員事務局

狛江市和泉本町 一丁目1番5号

TEL 03 (3430) 1111

印刷 庁内印刷（頒布価格 100円）